平成２１年（フ）第３２２号
兵庫県神崎郡市川町小畑2864番地
破産者　高橋　元市
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６６６号
兵庫県姫路市西今宿８丁目11番12号　スマイルタウンＤ102、開始決定時の住所兵庫県姫路市伊伝居48
破産者　山本　幸枝
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５号
兵庫県加古郡稲美町中一色394番地
破産者　松田美枝子
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５号
兵庫県豊岡市京町12番39号
破産者　正木　　保
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
札幌市豊平区月寒東３条18丁目１番70号　レジデンスイワイズミＢ―202号、開始決定時の住所札幌市豊平区月寒東１条16丁目１番８―206号
破産者　波川　利昭
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６７号
札幌市豊平区月寒東３条18丁目１番70号　レジデンスイワイズミＢ―202号、開始決定時の住所札幌市豊平区月寒東１条16丁目１番８―206号
破産者　波川　和子
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３号
茨城県日立市河原子町３丁目28番24号
破産者　小田部一彦
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第３１３号
群馬県佐波郡玉村町大字斎田586番地４
破産者　山内　明男
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１９４号
埼玉県入間市大字下藤沢127番地28
破産者　今井　直子
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８０７号
埼玉県狭山市大字北入曽227番地の１
破産者　荒川　喜一
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８２２号
埼玉県入間市久保稲荷５丁目16番地１、開始決定上の住所埼玉県入間市大字上藤沢575番地８
破産者　鈴木　勝信
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３―19―107、前住所埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３―17―402
破産者　井上　邦夫
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８号
埼玉県入間市鍵山３丁目12番３号　カルミヤＹ102
破産者　中村　錠司
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９６号
埼玉県所沢市向陽町2120番地の43
破産者　田中　義博
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３３５３号
横浜市都筑区東山田２丁目４番５号
破産者　美座　英雄
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２０号
長野県上田市本郷409番地
破産者　小林　　進
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２７３号
長野県千曲市大字磯部906番地１
破産者　松尾　妙子
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２７５号
埼玉県川口市安行領家1065番地　レオパレス彩Ⅲ301号室、申立時の住所長野県東御市滋野736番地180
破産者　西村　健太
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１８号
名古屋市東区泉１丁目６番32号サンステージ泉303号、前住所東京都八王子市西寺方町520番地３
破産者　菱山　一郎
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部